

令和6年 第10回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年10月23日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第3会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和6年10月23日(水)午後4時00分		
	閉 議	令和6年10月23日(水)午後4時19分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	委 員	渡海 富美		○
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課主事	北原 泰道
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第9回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第37号 時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第10回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第9回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第9回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第9回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第9回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

日程第2、教育長報告を行います。

令和6年9月26日から令和6年10月22日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

10月2日（水）に長崎新聞社との連携協定にかかる締結式が開催されたようですが、長崎新聞社との連携協定とはどのような内容ですか。

○ 相川教育長

新聞記事を教材として使いたくても著作権の問題で、コピーして使用することができませんでしたが、長崎新聞の記事に限り、学校での授業の教材とするのであれば自由に使用しても良いですよ。といった内容です。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第7号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第37号 時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第37号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。

議案第37号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第37号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

骨子をご覧ください。管理規則を2点改正しております。

現在の規定では、4月1日から始業式までの期間中の平日が最少で3日となり、新年度の準備に十分な時間を確保することが困難であることから、学校の新年度準備を充実させるため、学年始め休業日を延長するものでございます。新旧対照表をご覧ください。第2条の2休業日の(1)学年始め休業日を「4月1日から4月5日まで」を「4月1日から4月7日まで」と2日延長しております。

また、学校において使用しようとする教材について、使用しようとする1箇月前までに学校から教育委員会に届け出なければならないと規定されていますが、使用する材料の選定から使用までに十分な時間を確保することは困難であることから、届け出の時期に関する規定を削るものです。新旧対照表をご覧ください。第11条の教材の届出の第2項「使用しようとする1箇月前までに学校から教育委員会に届け出なければならない。」を削除しており、令和7年4月1日から施行するものとしております。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第37号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第37号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和6年第9回時津町教育委員会会議を閉会します。